

平成 29 年 10 月 30 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
地域保健担当理事 花岡 正人  
宮下 明

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する  
基準の一部を改正する件等について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

神奈川県医師会  
理事 高井 昌彦

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する  
基準の一部を改正する件等について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局老人保健課より都道府県及び市町村介護保険主管部あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>  
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail [g-iwata@kanagawa.med.or.jp](mailto:g-iwata@kanagawa.med.or.jp)

(介 88)

平成 29 年 10 月 4 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 29 年度介護報酬改定により、介護職員処遇改善加算については新たな区分が設けられました。これに伴い、本年 3 月 6 日付官報（号外第 44 号）においては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 60 号）等が公布され、本会ホームページにおいても掲載していたところであります。

今般、厚生労働省より、官報の記載に一部誤りがあり、本年 6 月 8 日付官報（第 7035 号）において修正を行った旨の事務連絡が本年 9 月 28 日付で発出されましたのでご連絡申し上げます。

修正内容は当該事務連絡の別紙に記載のとおりですが、ご参考までに 6 月 8 日付官報とともに、修正前の 3 月 6 日付官報も併せてお送りいたします。

なお、本件につきましては、本会ホームページ内の「介護報酬改定に関する情報＜平成 29 年度＞」のページにも資料を掲載いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。